

地質・土質調査業務における遠隔臨場に関する試行要領

1 趣旨

この要領は、地質・土質調査業務における遠隔臨場（以下「遠隔臨場」という。）の試行に関し、必要な事項を定める。

2 目的

千葉市が発注する地質・土質調査業務において、機械ボーリングにおける「推進長の検尺のための立会」等に遠隔臨場を適用することにより、受発注者の業務効率を図ることを目的とする。

3 試行内容

本試行では、検尺における監督員の「立会」を動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して遠隔臨場を行うものである。遠隔臨場の実施にあたっては、具体的な実施項目の頻度、方法を受発注者にて協議するものとする。

実施項目：検尺のほか、日々の作業・調査状況報告、悪天候前の安全対策、調査完了時の現場清掃状況等、幅広く活用方法を受発注者で検討し、協議するものとする。

なお、本要領に記載のない事項については、「千葉市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を参考に実施する。

4 対象業務

（1）発注者指定型

ア 設計業務等標準積算基準を適用する地質・土質調査業務のうち、発注者が指定した業務。

※ 地質調査箇所が庁舎（事務所等も含む。）から遠く、検尺までの長時間の移動時間を要する場合、地質調査箇所が多く検尺の回数が多い場合等遠隔臨場の効果が期待できる業務を指定する。

イ 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示する。

（2）受注者希望型

ア 設計業務等標準積算基準を適用する地質・土質調査業務のうち、発注者がシステムの利用に支障がないと認める業務。

※ 受注者が業務着手前に監督員と協議のうえ、遠隔臨場を使用することとした場合、本要領に基づき取り組むことができるものとする。

イ 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示する。

5 対象業務の明示

本要領を適用する業務は、特記仕様書に遠隔臨場試行の対象業務（発注者指定型・受注者希望型）であることを明示する。

（遠隔臨場の利用）

本業務は、地質・土質調査業務における遠隔臨場（「発注者指定型」または「受注者希望型」**※何れかを選択**）に取り組む業務である。実施に際しては、別に定める「地質・土質調査業務における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

6 遠隔臨場の実施に伴う積算費用

遠隔臨場の実施に伴う費用は、発注形態に応じて以下のように設定する。

(1) 発注者指定型

本試行に要する費用は、受注者から見積を徴収し、試行に要する全額を直接調査費に積上げ計上し、設計変更で対応する。但し、受注者が所有するスマートフォンで代用する場合は、機器使用料や通信費等実施に伴う費用は計上しないこととする。管理費区分は、「諸経費の非対象」とする。

(2) 受注者希望型

本試行に要する費用は、業務管理費に含むものとする。

但し、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は受発注者間で協議し、受発注者共にその効果が期待され、かつ予算の執行状況を踏まえ、対応可能な場合は、発注者指定型として試行することも可能とする。

7 留意事項等

(1) 効果の把握

今後の適切な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、受発注者を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

(2) 留意事項

試行実施にあたっては、以下に留意する。

ア 受注者は、被撮影者である当該現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

イ 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。

ウ 受注者は、調査箇所外ができる限り映り込まないように留意すること。

エ 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所の映り込み、人物が映っている場合は人物の特定ができないように留意すること。

オ 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

カ 遠隔臨場は、「監督職員が現場に行かなくて良い」というものではない。移動時間の削減等、業務の効率化を図るものであり、「効率的な監督業務」を行うため、必要に応じて監督職員が現場に行くことが重要である。

(3) その他

本要領に記載されていない事項については、必要に応じて受発注者間の協議により定めるものとする。

8 責任の所在

遠隔臨場の使用により不具合等が生じた場合は、原則受注者が責任を負うものとする。

9 情報管理

(1) 事故報告義務

受注者は、試行に係るデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生したとき又は発生するお

それがあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

(2) 情報セキュリティ

受発注者は、千葉市情報セキュリティポリシー、その他情報セキュリティに関する基準、法令等を順守すること。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する業務に適用する。